

福井市公害防止条例による 公害規制のしおり

目 次

I. 特定工場の規制

- 1. 特定工場の種類 1
- 2. 特定工場の届出義務 2
- 3. 特定工場の規制基準 2
 - (1) 大気汚染に係る規制基準 2
 - (2) 汚水に係る規制基準 3
 - (3) 騒音に係る規制基準 4
 - (4) 振動に係る規制基準 5
 - (5) 悪臭に係る規制基準 5

II. 特定建設作業の規制

- 1. 特定建設作業の種類 6
- 2. 特定建設作業実施の届出 7
- 3. 特定建設作業に係る規制基準 7

福井市市民生活部 環境廃棄物対策課

福井市大手3丁目10-1 福井市役所別館 4F

TEL (0776)20-5398 FAX (0776)20-5675

I. 特定工場の届出と規制

福井市公害防止条例では、公害関係法及び県条例による規制対象の範囲を拡大して、これらを「特定工場」として届出を義務付け、各種の規制基準を適用することとしています。

1. 特定工場の種類

特定工場とは、福井市内において公害原因物質等を発生させ、排出させ、又は飛散する工場又は事業場であって規則で定めるものをいいます。

※ 公害原因物質等とは、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭物質、その他人の健康又は安全かつ快適な生活環境を阻害する物質をいいます。

◇ 特 定 工 場 （規則別表第1）

- 1 定格出力が2.25kw以上の原動機※を使用する工場又は事業場
- 2 定格出力が2.25kw未満の原動機を使用する工場又は事業場で次に掲げるもの
 - (1) 織物工場、レース編工場、ねん糸工場又はサイジング工場
 - (2) 印刷所又は製本所
 - (3) 木工所又は製材（チップ製造を含む。）所
 - (4) 鉄工所又は板金作業を行う工場
- 3 鉱物（コークスを含む。）又は土石、砂類の堆積場（堆積場の面積が500m²以上のもの）を設置する工場又は事業場
- 4 粉末状の原料（チップ及びおがくずを含む。）等の貯蔵施設及び運搬施設を設置する工場又は事業場
- 5 打綿機又は製綿機を設置する工場又は事業場
- 6 ボイラー（伝熱面積5m²以上のもの）を設置する工場又は事業場
- 7 廃棄物焼却炉（焼却炉の火格子面積が1m²以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり100kg以上のもの）を設置する工場又は事業場
- 8 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に排出する1日当たりの平均的な排出水の量が30m³以上である工場又は事業場
- 9 次の家畜飼養事業場

	牛	豚	鶏
悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条に基づく規制地域	1頭以上	1頭以上	100羽以上
悪臭防止法第3条に基づく規制地域以外の地域	10頭以上	50頭以上	1,000羽以上

備考 悪臭防止法第3条に基づく規制地域とは、I-3（3）附表1に掲げる第1種区域から第4種区域、悪臭防止法第3条に基づく規制地域以外の区域とは、同付表1に掲げる第5種区域及びその他の区域をいう。

※原動機とは、電気、熱、圧力等を使って、動力を得るもの全般を指し、圧縮機（空調用室外機を含む）、送風機、集じん機、各種工作機械、ポンプ、発電機などが該当します。

2. 特定工場の届出義務

次の場合は、規則に定める様式で、市長に届け出なければなりません。(正本1部+写し1部)

届出の種類	内容	届出の期限
特定工場設置届 (様式 1)	特定工場を設置しようとするとき	着工等の60日前までに
特定工場使用届 (様式 1)	既存の工場等が、条例等の改正により新たに特定工場に追加されたとき	追加から30日以内に
特定工場変更届 (様式 2)	特定工場の施設、作業内容、原料の種類や数量など公害発生に関わる変更をするとき	着工等の60日前までに
氏名(名称、住所、所在地)変更届 (様式 4)	特定工場等の名称や代表者の氏名等に変更があったとき	変更から30日以内に
その他に、地位承継届 (様式 5)、特定工場廃止届 (様式 6)、計画改善措置届 (様式 3)、改善措置完了届 (様式 7)、事故発生届 (様式 10)、復旧工事完了届 (様式 11) があります。		

備考

1 次のような軽微な変更は届出を要しません。

- (1) 特定工場から発生し、排出し、若しくは飛散する公害原因物質等についての濃度又は程度の増加を伴わないもの
- (2) 建物の構造及び変更のうち事務所、従業員の数その他これらに類するものの新築、増築、移転又は除去に係るもの

3. 特定工場の規制基準

特定工場の事業者は、規制基準に適合しない公害原因物質等を発生させ、排出させ、又は飛散させてはなりません。また、単に希釈若しくは拡散行為によって、公害防止についての十分な措置をとったものと解してはなりません。

(1) 大気汚染に係る規制基準 (規則別表第3)

①ばいじんに係る規制基準

特定工場の種類		規 模	排出基準
ボイラーを使用するもの	液体又は気体燃料を使用するもの	ボイラーの伝熱面積が5 m ² 以上のもの	0.3 g
	固体燃料を使用するもの	同上	0.4 g
廃棄物焼却炉を使用するもの		焼却炉の火格子面積が1 m ² 以上2 m ² 未満のもの又は焼却能力が1時間あたり100 kg以上200 kg未満のもの	0.5 g

備考

- 1 この表に掲げるばいじんの量は、日本工業規格Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 3 ばいじん量は温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1 m³中の量とする。
- 4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。
- 5 ボイラーを使用する特定工場の事業者は、ばいじんの測定記録表(様式第8号)に、ばいじん測定の結果を記録し、保存しなければならない。

② 粉じんに係る構造及び維持管理基準

特定工場の種類	規 模	構 造 及 び 維 持 管 理 基 準
鉱物（コークスを含む。）又は土石、砂類の堆積場を使用するもの	堆積場の面積が 5 0 0 m ² 以上 1 , 0 0 0 m ² 未満のもの	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
粉末状の原料（チップ及びおがくずを含む。）等の貯蔵施設及び運搬施設を使用するもの	すべてのもの	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーでおおわれていること。 (3) 密閉構造又はこれに準じた粉じん飛散防止の措置が講じられていること。
打綿機又は製綿機を使用するもの	すべてのもの	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 汚 水 に 係 る 規 制 基 準 （規則別表第4） [mg/L = 1リットルにつきミリグラム]

項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8以上 8.6以下
	海域に排出されるもの	5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量		1 6 0 m g / L （日間平均1 2 0）
化学的酸素要求量		1 6 0 m g / L （日間平均1 2 0）
浮遊物質		2 0 0 m g / L （日間平均1 5 0）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5 m g / L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）		3 0 m g / L
フェノール類含有量		5 m g / L
銅含有量		3 m g / L
亜鉛含有量		2 m g / L
溶解性鉄含有量		1 0 m g / L
溶解性マンガン含有量		1 0 m g / L
クロム含有量		2 m g / L
大腸菌数		日間平均8 0 0 CFU [*] /mL

※CFU：コロニー形成単位(Colony Forming Unit)

備考

1 この表に掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排水の量が3 0 m³ 以上の特定工場に適用する。ただし、水質汚濁防止法及び福井県公害防止条例（平成8年福井県条例第4号）の規定の適用を受ける工場又

は事業場については、この規制基準は適用しない。

- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 生物化学的酸素要求量に係る規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量に係る規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 4 排出水の採水点は、当該特定工場の排水口とする。
- 5 この表に掲げる項目に係る数値の検定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）によるものとする。
- 6 1日当たりの平均的な排出水の量が30m³以上の特定工場の事業者は、排出水の測定記録表（様式第9号）に、排出水測定の結果を記録し、保存しなければならない。

(3) 騒音に係る規制基準（規則別表第5）

[単位 d B（デシベル）]

時間 区域	朝	昼	夕	夜
	午前6時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後10時	午後10時～午前6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	60	65	60	55

備考

- 1 上記の区域は下表に掲げる区域とする。

附表1

区 域	区域に対応する都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
第4種区域	工業地域の区域
第5種区域	工業専用地域の区域
その他の区域	福井市全域から上記の区域を除いた区域

- 2 第2種区域、第3種区域、第4種区域又はその他の区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園（以下「学校・病院等」という。）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dBを減じた値とする。
- 3 「dB（デシベル）」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行い、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定場所は、騒音を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90％レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90％レンジの上端の数値とする。
- 7 騒音規制法又は福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。

(4) 振動に係る規制基準 (規則別表第6)

[単位 d B (デシベル)]

時間 区域	昼 午前6時～午後10時	夜 午後10時～午前6時
第1種区域	60	55
第2種区域		
第3種区域	65	60
第4種区域		
第5種区域		
その他の区域		

備考

- この表に掲げる区域はI-3(3)附表1に掲げる区域とする。
- 学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、この表の値から5dBを減じた値とする。
- 「dB(デシベル)」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定場所は、振動を発生する特定工場の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以外の任意の地点において測定するものとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている固い場所

イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10dB未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表に掲げる指示値の差ごとに同表に掲げる補正値を減ずるものとする。

[単位 d B (デシベル)]

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

- 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
 - 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。
- 振動規制法の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。

(5) 悪臭に係る規制基準 (規則別表第7)

規制地域	許容限度(臭気指数)
第5種区域	18
その他の区域	15

備考

- この表に掲げる区域はI-3(3)附表1に掲げる区域とする。
- 「臭気指数」とは、悪臭防止法第2条第2項に定めるものをいう。
- 臭気の測定場所は、悪臭を発生する特定工場の敷地境界線とする。

- 4 臭気指数の算定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法による。
- 5 福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場又は事業場については、この規制基準は適用しない。

Ⅱ．特定建設作業の規制

当条例では、騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業に係る規制（指定地域に限定）を福井市全域に適用することとしています。

1．特定建設作業の種類

① 騒音に係る特定建設作業

(1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
(2) びょう打機を使用する作業
(3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
(4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
(5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
(6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
(7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
(8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

② 振動に係る特定建設作業

(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
(3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
(4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

2. 特定建設作業実施の届出

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、可能な限り速やかに）、特定建設作業実施届出書（様式第12号）により、市長に届け出なければなりません。（正本1部＋写し1部）

ただし、騒音規制法及び振動規制法に基づき届出を必要とする特定建設作業については、当条例に基づく届出は必要ありません。

3. 特定建設作業に係る規制基準

騒音・振動に係る規制基準

規 制 項 目	規 制 基 準
騒 音 の 大 き さ	特定建設作業の場所の敷地境界線において、85デシベル以下。
振 動 の 大 き さ	特定建設作業の場所の敷地境界線において、75デシベル以下。
夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	午後10時から翌日の午前6時まで作業禁止。
1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	1日につき14時間以下。
連 続 す る 作 業 期 間 の 制 限	特定建設作業の全部又は一部に係る作業期間が、同一場所において連続して6日以下。
休日等の作業禁止	日曜日その他の休日における作業禁止。

備考

- この表に掲げる規制基準は、災害その他非常の事態の発生、人の生命又は身体に対する危険の防止、鉄道又は軌道の正常な運行を確保、道路の夜間作業などについて騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準に定める適用除外規定を準用する。
- 騒音の測定方法は、I-3（3）備考4及び6に掲げるとおりとする。
- 振動の測定方法は、I-3（4）備考欄4、6及び7に掲げるとおりとする。

届出様式は環境廃棄物対策課のホームページよりダウンロードできます。

福井市 公害法令

検 索

詳しくは福井市市民生活部環境廃棄物対策課へお問い合わせください。